

葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン（案）に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：ガイドライン（案）に取り入れる。 ○：ガイドライン（案）に盛り込まれている。
△：ガイドライン（案）には取り入れないが、今後の参考とする。

No.	ガイドライン（案）関連箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	全般	葛飾区の立地と雰囲気を活用し、民泊を利用して他の区とは違った若者・老人・外国人旅行者の融和的かつ魅力的で個性ある街づくりを目指すべきである。	△	今回の住宅宿泊事業は、葛飾区の観光の振興や賑わいの創出に寄与するものと考えておりますが、一方で住宅宿泊事業を営む住居の近隣の方の心配や不安にも配慮していく必要があります。
2		民泊への規制は安全面の担保はもちろん当然だが、それ以外の部分については大きな足かせを設けることなく合理的かつ必要最小限にとどめるのが、望ましいと考える。		このようなことから、区ではこのガイドラインで周辺地域の生活環境への配慮や宿泊者の衛生及び安全の確保に関し必要な事項を定め、住宅宿泊事業の適正な実施運営の確保を図ってまいります。